諮問番号：令和５年度諮問第　９号

答申番号：令和５年度答申第２４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年１１月１１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（ただし、令和２年１０月分の保護費に係る処分を「本件処分１」といい、同年１１月分の保護費に係る処分を「本件処分２」という。）、同日付けで行った法に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分３」という。）、同月１９日付けで行った法に基づく保護決定処分（以下「本件処分４」という。）及び同月２４日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分５」といい、本件処分１から本件処分５までを併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

病院入院中は食費の負担はないものの、郵便料や家賃の扶助は支給されるべきである。病院からの請求等相当額の経費がかさんでおり、処分庁が行った計算の根拠は法令に違背することは明らかである。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分１及び本件処分２について

　ア　処分庁は、審査請求人の令和２年１０月分の保護費について、審査請求人の入院期間が１か月を超えたことから、基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費の基準に変更（以下「本件基準変更」という。）し、返還額を　　　３９,３４７円、本人支払額を１１,７６３円とする本件処分１を行ったことが認められる。

　　　また、処分庁は、審査請求人の令和２年１１月分の保護費についても、審査請求人の入院期間が１か月を超えたことから本件基準変更をし、返還額を４２,７６７円、本人支払額１０,７６３円とする本件処分２を行ったことが認められる。

　イ　生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１第３章１（２）のとおり、入院患者日用品費については、病院に１か月以上入院する者について算定することとされている。また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（３）エ及び生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問第７の２９のとおり、保護受給中の者が月の中途（月の２日以降）で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとされている。

これらのことからすると、月の初日に入院した場合の入院患者日用品費　を計上する時期について、明確な定めはないが、月の２日以降の入院について、翌月の初日から入院患者日用品費を計上すると明示されていることからすれば、月の初日の入院については、入院日の属する月の初日から入院患者日用品費を計上することは一定の合理性が認められる。

　ウ　①令和２年１０月１日、審査請求人は、交通事故に遭い、Ａ病院に入院したこと、②同月２日、審査請求人は、Ｂ病院に転院したこと、③同月５日、審査請求人は、Ｃ病院に転院したこと、④同年１１月１１日、処分庁は、審査請求人の入院期間が１か月を経過したため、本件処分１及び本件処分２を行ったことが認められる。

　　　これらのことからすると、審査請求人は、令和２年１０月１日に入院し、処分庁が本件処分１及び本件処分２を行った同年１１月１１日時点において、審査請求人の入院期間が１か月を経過していたことから、同年１０月分及び同年１１月分の保護費について、本件基準変更し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５９条に基づく返還額及び生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第３の２（２）に基づく本人支払額を計上する本件処分１及び本件処分２を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（２）本件処分３について

　ア　処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の令和２年１０月分の保護費を本件基準変更する本件処分１を行ったことにより生じた本人支払額の返還を求める本件処分３を行ったことが認められる。

　イ　法第３４条第１項のとおり、医療扶助は、現物給付によって行うものとされている。

また、医療扶助運営要領第３の２（２）ア、イのとおり、本人支払額は、当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額とすることとされ、診療等の給付に充当することとされている。

ウ　処分庁は、審査請求人の入院期間が１か月を経過したことから、審査請求人の令和２年１０月分を本件基準変更する本件処分１を行ったことにより、審査請求人の同月分の保護費に本人支払額が発生したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対し、医療券対応となることを伝えており、医療扶助を現物によって行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、令和２年１０月分の医療扶助を現物によって給付したが、処分庁が同年１１月１１日付けで本件処分１を行ったことにより事後的に本人支払額が発生したのであり、審査請求人が診療の給付に充当すべき本人支払額を返還対象として処分庁が本件処分３を行ったことは、一定の合理性が認められ、やむを得ないものと言わざるを得ない。

エ　なお、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく返還決定処分については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除することが認められる。

本件事件記録から、処分庁が、全額を返還対象にすることによって審査請求人世帯の自立が著しく阻害されるかについての調査及び検討を行った経過は認められないものの、本人支払額は、世帯の収入充当額から世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額であり、通常、算定された本人支払額は、控除されることなく全額を医療機関に支払う必要があることや本件処分３の時点において、審査請求人は入院しており、本人支払額を令和２年１１月分の収入充当額として計上することができないことからやむを得ず法第　６３条に基づく返還決定処分を行ったと推測されることを考慮すると、本件処分３を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

（３）本件処分４について

　ア　処分庁は、審査請求人が常時失禁状態にあることからおむつを必要とするが自弁できないとの審査請求人の申出を認め、審査請求人に対し、現物により紙おむつを支給することとし、それにより生じる費用を業者に対して支払うこととする本件処分４を行ったことが認められる。

イ　生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の２、局長通知第７の２（５）アのとおり、保護の実施機関は、被保護者が常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする場合であって、次官通知第７に定めるところにより判断したうえ、必要と認めるときは、基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこととされている。

　　　また、問答集問第７の４０答のとおり、被服費の一時扶助については、原則として金銭給付とするが、保護の目的を達するために必要がある場合は、保護の実施機関の判断によって現物給付をすることとされている。

ウ　処分庁は、業者に対し、審査請求人が必要とするおむつの代金を支払ったこと及び審査請求人がおむつを必要とし、処分庁は、審査請求人が必要としたおむつを現物給付したことが認められる。

　　　また、審査請求人からおむつを使用していない等おむつの使用や必要性等を否定する主張はない。

　　　このことからすると、処分庁は、審査請求人が必要とするおむつの代金の請求を受け、その内容を精査し、必要性を認めたうえで、業者に対して、おむつの代金を支払い、おむつを審査請求人に現物給付したものであり、本件処分４に不合理な点は認められない。

（４）本件処分５について

処分庁は、令和２年１２月分の保護費について、次官通知第８の３（２）ア（ア）に基づき、年金に係る収入認定額を変更し、保護基準別表第１第１章に基づき、期末一時扶助費を認定する本件処分５を行ったことが認められる。

審査請求人は、処分庁から令和２年１２月分の家賃の扶助が支払われていない旨主張するが、処分庁は、同月分の審査請求人の住宅扶助を認定していることが認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、本件処分５は、保護基準別表第１第１章及び第３章に基づき、審査請求人の基準生活費２３,１１０円、冬季加算１,０００円、住宅扶助費２４,０００円、期末一時扶助費１４,１６０円の合計６２,２７０円を算定し、審査請求人の年金収入等として収入充当される額（５９,０２０円）を差し引いた額（３,２５０円）を審査請求人に支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（５）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、入院中の郵送料は支払われるべき旨主張するが、次官通知第７の１のとおり、経常的生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきとされており、審査請求人の主張は採用できない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**４　調査審議の経過**

　令和５年　９月１２日　　諮問書の受領

令和５年　９月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月３日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１０月３日

令和５年１０月１２日　　第１回審議

令和５年１１月１３日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項おいては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（５）法第３４条第１項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と定めている。

（６）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（７）保護基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めており、処分庁管内の本件処分時における期末一時扶助費ついては１４,１６０円となる。

また、保護基準別表第１第３章１（２）は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。ア　病院又は診療所（中略）に１箇月以上入院する者」と定めており、処分庁管内の本件処分時点における入院患者日用品費については、基準額は２３,１１０円以内、冬季加算額は１,０００円となる。

（８）次官通知第７の１は、「（前略）被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（９）次官通知第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」と記している。

（１０）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と記している。

（１１）局長通知第７の２（３）エは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（１２）局長通知第７の２（５）アは、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第７に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。」と記している。

（１３）局長通知第７の２（５）ア（カ）は、「常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合　月額２万９００円以内」と記している。

（１４）医療扶助運営要領第３の２（２）は、本人支払額の決定について、ア「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」、イ「本人支払額は、第一に診療（中略）の給付に充当するものとし以下調剤、治療材料、施術、移送の各給付の順に充当すること。」と記している。

　　　医療扶助運営要領は、処理基準である。

（１５）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いにかかる返還対象額について、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示している。

（１６）問答集第７の２９答（１）は、入院患者の基準生活費の算定について、「月の中途（月の２日以降）で入院した者である場合は、局〔局長通知〕第７の２（３）エによれば、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上されることになっている。」と記している。

（１７）問答集問第７の４０答は、被服費の現物給付と金銭給付について、「原則として、金銭給付とするが、保護の目的を達するために必要がある場合は、保護の実施機関の判断によって現物給付をすることとされたい。」と記している。

（１８）地方自治法施行令第１５９条は、誤払金等の戻入について、「歳出の（中略）過渡しとなつた金額（中略）は、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

1. 令和元年１２月１日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を

を開始した。

1. 令和２年１０月１日、審査請求人は、駅近くを自転車で走行中、配達員の

自転車が衝突した。審査請求人は転倒し、○○○○○○○を○○した。配達員はそのまま逃走し、審査請求人はＡ病院に搬送され、入院となった。

（３）令和２年１０月２日、審査請求人はＢ病院に転院となり、同月５日にＣ病院に転院となった。

（４）令和２年１０月６日、審査請求人は手術を受け、同月１９日に抜糸し、

　　その後はリハビリ治療となった。

（５）令和２年１１月４日、審査請求人は処分庁に電話し、同年１０月１日の事故や入院状況を報告した。処分庁の担当者は、①入院期間が１か月を超えたため、本件基準変更となること、②第３者加害の場合は、本来、医療費については加害者と話合いをする必要があるが、今回は加害者不明のため、１０月分の医療費は、処分庁が医療券対応とすること、③１１月分医療費は、審査請求人が本人支払額を医療機関に支払うこと、を説明した。

（６）令和２年１１月１１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、①既に支給していた同年１０月分の保護費について、本件基準変更を決定し、返還額を３９，３４７円、本人支払額を１１，７６３円とする本件処分１及び②既に支給していた同年１１月分の保護費について、本件基準変更を決定し、返還額を４２，７６７円、本人支払額を１０，７６３円とする本件処分２を行った。また、同日付けで、③同年１０月分の保護費の本件基準変更により生じた本人支払額について、本人支払額の１１，７６３円を法第６３条に基づき返還を求める本件処分３を行った。

（７）令和２年１１月１９日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、同年１０月分の入院用おむつを現物給付する本件処分４を行った。同日付けの保護決定調書の支払方法の欄には「業者確定払い」と、決定内容、理由の欄には「常時失禁状態によりおむつを必要とするも自弁できないとの申し出を認め、おむつ代を支給します。局〔局長通知〕第７の２（５）ア（カ）」と記載されている。

（８）令和２年１１月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、同年１２月分の保護費について、最低生活費として入院生活日用品費２３，１１０円、住宅扶助費２４，０００円、冬季加算１，０００円及び期末一時扶助費１４，１６０円を認定し、年金に係る収入認定額５９，０２０円を差し引いた３，２５０円を支給する本件処分５を行った。

（９）令和２年１２月１２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１０）令和２年１２月２４日、審査請求人は、Ｃ病院を退院した後、処分庁を訪問し、処分庁の担当者にその旨を報告した。

処分庁の担当者は、本件処分１、本件処分２、本件処分３及び本件処分５に係る処分額の計算を示した別紙の一覧表を審査請求人に示し、①生活扶助費は１０月１日付けで変更になっており、引き続き住宅扶助費は支給されている旨、②審査請求人には年金があるため、入院が１か月を経過して、生活扶助の基準額が年金月額より低い金額に変更になると、病院に支払うお金（本人支払額）が発生する旨、等を説明した。

３　判断

（１）本件処分１及び本件処分２について

ア　処分庁は、審査請求人の令和２年１０月分の保護費について、審査請求人の入院期間が１か月を超えたことから、本件基準変更をし、返還額を３９，　　３４７円、本人支払額を１１，７６３円とする本件処分１を行ったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人の令和２年１１月分の保護費についても、審査請求人の入院期間が１か月を超えたことから、本件基準変更をし、返還額を４２，７６７円、本人支払額１０，７６３円とする本件処分２を行ったことが認められる。

イ　前記１（７）の保護基準別表第１第３章１（２）のとおり、入院患者日用品費については、病院に１か月以上入院する者について算定することとされている。また、前記１（１１）の局長通知第７の２（３）エ及び同（１６）の問答集第７の２９答（１）のとおり、保護受給中の者が月の中途（月の２日以降）で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとされている。

そうすると、月の初日に入院した場合の入院患者日用品費を計上する時期について、明確な定めはないが、月の２日以降の入院について、翌月の初日から入院患者日用品費を計上すると明示されていることからすれば、月の初日の入院については、入院日の属する月の初日から入院患者日用品費を計上することは一定の合理性が認められる。

ウ　また、処分庁が本件処分１及び本件処分２を行った同年１１月１１日時点において、審査請求人の入院期間が１か月を経過していたことから、同年　１０月分及び同年１１月分の保護費について、本件基準変更をすることに伴い、収入認定額が支給額を超えることになるため、前記１（１８）の地方自治法施行令第１５９条に基づく返還額を計上するとともに、前記１（１４）の医療扶助運営要領第３の２（２）に基づく本人支払額を計上する旨の本件処分１及び本件処分２を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（２）本件処分３について

ア　前記２（６）のとおり、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の令和２年１０月分の保護費につき本件基準変更をする本件処分１を行ったことにより生じた本人支払額の返還を求める本件処分３を行ったことが認められる。

イ　前記１（５）の法第３４条第１項のとおり、医療扶助は、現物給付によって行うものとされている。

また、前記１（１４）のとおり、本人支払額は、当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額とすることとされ、診療等の給付に充当することとされている。

ウ　処分庁は、審査請求人の入院期間が１か月を経過したことから、審査請求人の令和２年１０月分の保護費につき本件基準変更をする本件処分１を行ったことにより、審査請求人の同月分の保護費に本人支払額が発生したことが認められる。

また、前記２（５）のとおり、処分庁は、審査請求人に対し、１０月分の医療費については、医療券対応となることを伝えており、医療扶助を現物によって行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、令和２年１０月分の医療扶助を現物によって給付したところ、処分庁が同年１１月１１日付けで本件処分１を行ったことにより事後的に本人支払額が発生したことから、審査請求人が診療の給付に充当すべき本人支払額を返還対象として処分庁が本件処分３を行ったことは、一定の合理性が認められ、やむを得ないものと言わざるを得ない。

エ　なお、前記１（１５）の平成２４年課長通知１（１）のとおり、法第６３条に基づく返還決定処分については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除することが認められる。

本件事件記録から、処分庁が、全額を返還対象にすることによって審査請求人世帯の自立が著しく阻害されるかについての調査及び検討を行った経過は認められないものの、①本人支払額は、世帯の収入充当額から世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額であり、通常、算定された本人支払額については、控除されることなく全額を医療機関に支払う必要があること、②本件処分３の時点において、審査請求人は入院しており、１１月の保護費においても返還額が生じる（本件処分２）ため、１０月分の本人支払額を令和２年１１月分の収入充当額（減額調整額）として計上することができないことから、やむを得ず法第６３条に基づく返還決定処分を行ったと推測されることを考慮すると、本件処分３を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

（３）本件処分４について

ア　前記２（７）のとおり、処分庁は、審査請求人が常時失禁状態にあることからおむつを必要とするが自弁できないとの審査請求人の申出を認め、審査請求人に対し、現物により紙おむつを支給することを決定（それにより生じる費用を業者に対して支払うことを決定）する本件処分４を行ったことが認められる。

イ　前記１（９）の次官通知第７の２、同（１２）の局長通知第７の２（５）ア及び（１３）の局長通知第７の２（５）ア（カ）のとおり、保護の実施機関は、被保護者が常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする場合であって、次官通知第７に定めるところにより判断したうえ、必要と認めるときは、基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこととされている。

　　　また、前記１（１７）の問答集第７の４０答のとおり、被服費の一時扶助については、原則として金銭給付とするが、保護の目的を達するために必要がある場合は、保護の実施機関の判断によって現物給付をすることとされている。

ウ　一方で、審査請求人からおむつを使用していない等おむつの使用や必要性等を否定する主張はない。

　　　これらのことからすると、処分庁は、業者から、審査請求人が必要とするおむつの代金の請求を受け、その内容を精査し、必要性を認めたうえで、業者に対しておむつの代金を支払い、おむつを審査請求人に現物給付したものであり、本件処分４に不合理な点は認められない。

（４）本件処分５について

処分庁は、前記２（８）のとおり、令和２年１２月分の保護費について、前記１（１０）の次官通知第８の３（２）ア（ア）に照らして、年金に係る収入認定額を変更するとともに、前記１（７）の保護基準別表第１第１章に照らして、期末一時扶助費を認定する本件処分５を行ったことが認められる。

本件処分５は、前記１（７）に基づき、審査請求人の基準生活費２３，　　　１１０円、冬季加算１，０００円、住宅扶助費２４，０００円、期末一時扶助費１４，１６０円の合計６２，２７０円を算定し、審査請求人の年金収入等として収入充当される額（５９，０２０円）を差し引いた額（３，２５０円）を審査請求人に支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

なお、審査請求人は、処分庁から令和２年１２月分の家賃の扶助が支払われていない旨主張するが、上記のとおり、処分庁は、同月分の審査請求人の住宅扶助を認定していることが認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

（５）また、審査請求人は、入院中の郵送料は支払われるべきである旨主張するが、前記１（８）の次官通知第７の１のとおり、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきとされており、審査請求人の主張は採用できない。

（６）結論

以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲